附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十地区の項中「、第六十八号」を削る。

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十五号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「、第六号」を削り、同表第九地区の項中「別表第四十三号から第四十四号の二まで」を「別表第四十四号の二」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十六号

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十七号

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法の一部を改正する法律の施行期日は令和二年一月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月三十一日とする。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十八号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令

内閣は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「理科教育振興法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法」に改める。

一　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号

二　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第五号

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三